

センターにおける職員配置基準の柔軟化

1 目的

「介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」の一部を改正する省令(令和6年厚生労働省令第61号)の施行に伴い、「中央区地域包括支援センターの職員及び運営の基準に関する条例」を改正する。

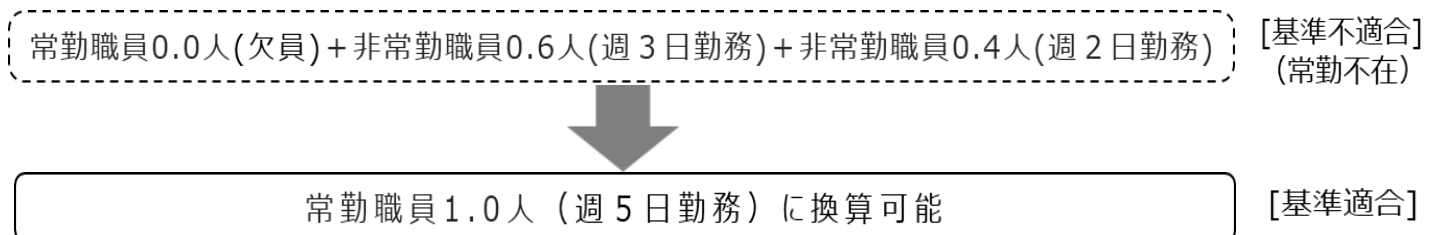
2 内容

(1) 常勤換算方法

3職種の員数について、高齢者数に応じて、又はセンターの運営の状況を勘案して地域包括支援センター運営協議会（以下「運営協議会」という。）が必要と認める場合は、常勤換算方法(※)によることを可能とする。

※常勤換算方法…センターの職員の勤務延時間数を常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、センターの職員を常勤の職員の員数に換算する方法のこと

<例>

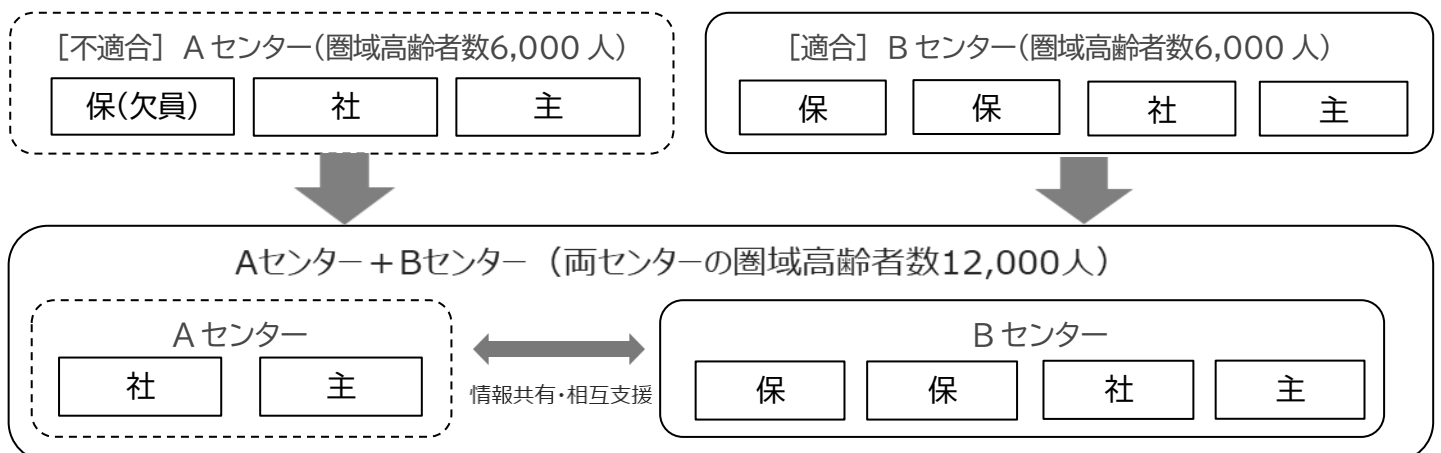


(2) 職員配置

センターの効果的な運営に資すると運営協議会が認める場合には、複数圏域の高齢者数に応じて3職種を配置することで、当該圏域の各センターでの配置基準を満たすものとする。

ただし、各センターに置くべき常勤の職員数の基準は、3職種のうち2職種とする。

<例>



保：保健師 社：社会福祉士 主：主任介護支援専門員